

○議会議決事項一覧

1 地方自治法関係

| 事項 | 根拠条文 | 発案権 |
|--|-----------------|------|
| ○都道府県以外の地方公共団体の名称変更条例の制定 | 3③ | 長、議員 |
| ○地方公共団体の事務所の位置決定又は変更に関する条例の制定 | 4① | 〃 |
| ○地方公共団体の休日を定める条例の制定 | 4の2 | 〃 |
| ○市町村の廃置分合及び境界変更の申請又は協議の議決 ※但し、平成32年3月31日までの間、市町村の合併の特例に関する法律が優先適用される。 | 7⑥ | 長 |
| ○町村を市に、市を町村に変更する協議又は申請の議決 | 8③ | 〃 |
| ○市町村の境界に関する争論の調停を求める申請の議決 | 9④ | 〃 |
| ○市町村の境界に関し争論がないときの市町村の意見の議決 | 9の2③ | 〃 |
| ○市町村の区域内に新たに生じた土地の確認の議決 | 9の5① | 〃 |
| ○公告式条例の制定 | 16④ | 長、議員 |
| ○直接請求に基づく条例の制定、改廃の請求に係る条例案の議決 | 74③ | 長 |
| ○議会の議員の定数条例の制定 | 91① | 長、議員 |
| ○条例の制定改廃 | 96①(1) | 〃 |
| ○予算を定めること | 96①(2)、 211 | 長 |
| ○決算の認定をすること | 96①(3)、 233③ | 〃 |
| ○法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること | 96①(4) | 〃 |
| ○政令で定める基準に従い条例で定める契約の締結 | 96①(5) | 〃 |
| ○財産の交換、使用、譲渡、貸付け | 96①(6) | 〃 |
| ○不動産を信託すること | 96①(7) | 〃 |
| ○条例で定める財産の取得又は処分 | 96①(8) | 〃 |
| ○負担付き寄附又は贈与の受納 | 96①(9) | 〃 |
| ○法律等に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること | 96①(10) | 長、議員 |
| ○条例で定める重要な公の施設を長期かつ独占的に利用させること | 96①(11) | 長 |
| ○地方公共団体が当事者である審査請求、不服申立、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁 | 96①(12) | 〃 |
| ○損害賠償の額を定めること | 96①(13) | 長 |

| 事項 | 根拠条文 | 発案権 |
|---|-------------|------|
| ○市町村区域内の公共的団体等の活動の総合調整 | 96①(14) | 〃 |
| ○その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項 | 96①(15) | 〃 |
| ○法第96条第1項に定める事項のほか、地方公共団体の議会の議決すべき事項の指定 | 96② | 長、議員 |
| ○予算の増額(減額)修正 | 97② | 議員 |
| ○検閲、検査及び監査の請求 | 98 | 〃 |
| ○関係行政庁への意見書の提出 | 99 | 〃 |
| ○議会の調査に関する事項 | 100① | 〃 |
| ○議会の定例会の回数を定める条例の制定 | 102② | 長、議員 |
| ○議会の会期及びその延長並びに開閉に関する事項 | 102⑦ | 議員 |
| ○議長、副議長の辞職許可 | 108 | 〃 |
| ○常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の設置 | 109① | 〃 |
| ○議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する必要事項 | 109②③④ | 〃 |
| ○議会の閉会中における常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の継続審査 | 109⑧ | 議員 |
| ○議員定数の半数以上の請求により開会された会議の閉会又は中止 | 114② | 〃 |
| ○議会の秘密会の会議 | 115① | 〃 |
| ○除斥議員の会議への出席及び発言 | 117 | 〃 |
| ○議会において行う選挙の投票の効力に関する異議の決定 | 118① | 〃 |
| ○議会の行う選挙につき指名推選の方法を用いること並びに被指名人を当選人と定めること | 118②③ | 〃 |
| ○議会の会議規則の設定 | 120 | 〃 |
| ○議員の辞職許可 | 126 | 〃 |
| ○公選法に該当する場合以外における議員の被選挙権の有無の決定 | 127① | 〃 |
| ○議会の議員に対する懲罰 | 134、135、137 | 〃 |
| ○市議会事務局の設置条例の制定 | 138② | 〃 |
| ○市議会事務局の職員定数条例の制定 | 138⑥ | 〃 |
| ○地方公共団体の附属機関の設置条例の制定 | 138の4③ | 長 |
| ○市町村の支所又は出張所の設置条例の制定 | 155① | 〃 |

| 事項 | 根拠条文 | 発案権 |
|--|---------------|------|
| ○支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域に関する条例の制定 | 155② | 〃 |
| ○地方公共団体の内部組織設置条例の制定 | 158① | 〃 |
| ○副市長を置かない条例又は副市長の定数を定める条例の制定 | 161 ① 但書、② | 長、議員 |
| ○副市長の選任同意 | 162 | 長 |
| ○地方公共団体の職員の定数を定める条例の制定 | 172③ | 長 |
| ○再議による付議事件 | 176②③、 177 | 〃 |
| ○地方公共団体の長に対する不信任議決 | 178①、③ | 議員 |
| ○地方公共団体の長の解散権行使後、初めて招集された議会における再度の不信任議決 | 178②、③ | 〃 |
| ○議会の権限に属する軽易な事項を指定し、長にその専決処分をさせる場合 | 180① | 〃 |
| ○監査委員の選任同意 | 196① | 〃 |
| ○監査委員事務局設置条例の制定 | 200② | 〃 |
| ○監査委員事務局職員の定数 | 200⑥ | 〃 |
| ○議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法を定める条例の制定 | 203④ | 〃 |
| ○委員会の委員、非常勤の監査委員、その他の委員、非常勤の職員等に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を定める条例の制定 | 203 の 2 ④ | 〃 |
| ○地方公共団体の長及びその常勤の職員、委員会の常勤の職員、短時間勤務職員等に対する給料、手当及び旅費の額並びに支給方法を定める条例の制定 | 204③ | 〃 |
| ○特別会計設置条例の制定 | 209② | 長 |
| ○分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項を定める条例の制定 | 228 | 長、議員 |
| ○証紙による収入の方法を定める条例の制定 | 231 の 2 ① | 〃 |
| ○督促手数料及び延滞金の徴収を定める条例の制定 | 231 の 3 ② | 長、議員 |
| ○決算剰余金の基金への編入を定める条例の制定 | 233 の 2 | 長 |
| ○財産の管理及び処分 | 237 | 〃 |
| ○旧慣による公有財産の使用の変更又は廃止 | 238 の 6 ① | 〃 |
| ○旧慣による使用がある公有財産を新たに使用しようとする者への許可 | 238 の 6 ② | 〃 |

| 事項 | 根拠条文 | 発案権 |
|--|---------------|------|
| ○基金の設置を定める条例及び管理、処分に関する事項を定める条例の制定 | 241①、⑧ | 〃 |
| ○基金の運用状況等を示す書類等の提出を受けること | 241⑤ | 〃 |
| ○職員の賠償責任の免除に対する同意 | 243 の 2 ⑧ | 〃 |
| ○職員への賠償命令に対してなされた審査請求への決定に関する諮問への答申 | 243 の 2 ⑪ | 〃 |
| ○財政状況の公表に関する条例の制定 | 243 の 3 ① | 〃 |
| ○法人の経営状況を説明する書類の提出を受けること | 243 の 3 ② | 〃 |
| ○公の施設の設置、管理及び廃止条例の制定 | 244 の 2 | 長、議員 |
| ○公の施設の区域外設置 | 244 の 3 | 〃 |
| ○中核市の指定の申請の議決 | 252 の 24 ② | 長 |
| ○包括外部監査契約の締結の議決 | 252 の 36 | 〃 |
| ○個別外部監査契約の締結の議決 | 252 の 39 ⑥ | 〃 |
| ○区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の議決 | 260 | 〃 |
| ○火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を実施することに対する議決 | 263 の 2 | 〃 |
| ○一部事務組合の設置協議に対する議決 | 284 ②、 290 | 〃 |
| ○一部事務組合の組織、事務及び規約の変更協議に対する議決 | 286、290 | 〃 |
| ○一部事務組合からの脱退に対する議決 | 286 の 2 | 〃 |
| ○一部事務組合の解散の協議に対する議決 | 288、290 | 〃 |
| ○一部事務組合の財産処分に対する議決 | 289、290 | 〃 |
| ○市町村の財産区の議会又は総会の設置 | 295 | 知事 |
| ○市町村の財産区の議会の議員定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿並びに総会の組織に関する事項 | 296① | 〃 |
| ○財産区管理会の設置の条例の制定 | 296 の 2 ① | 長、議員 |
| ○財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項を定める条例の制定 | 296 の 4 | 〃 |

※根拠条文は、すべて地方自治法

2 地方公営企業法関係

| 事項 | 根拠条文 | 摘要 |
|---|-------------------|-----------|
| ○地方公営企業以外の企業に、地方公営企業法の規定の全部又は一部適用 | 2③ | 条例又は規約による |
| ○地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項 | 4 | 条例による |
| ○地方公営企業の管理者を置かないこと又は2以上の事業に1人の管理者を置く場合 | 7 | 〃 |
| ○地方公営企業の管理者の法定担当事務以外の事務の担任 | 9①(15) | 条例又は規則による |
| ○地方公営企業の組織規定 | 14 | 条例による |
| ○地方公営企業を2以上経営する地方公共団体において、2以上の事業を通じて1の特別会計を設ける場合 | 17 | 〃 |
| ○地方公営企業の予算 | 24② | 議決 |
| ○弾力条項を適用した場合 | 24③ | 報告 |
| ○地方公営企業の決算 | 30④ | 認定 |
| ○地方公営企業の決算上の利益剰余金を欠損金の補てん、あるいは減債積立金、利益積立金の積立以外に処分する場合 | 32② | 議決 |
| ○地方公営企業の重要な資産の取得及び処分 | 33② | 予算 |
| ○職員の賠償責任の免除に対する同意 | 34、地方自治法 243 の 2⑧ | 同意 |
| ○職員への賠償命令に対してなされた審査請求への決定に関する諮問への答申 | 34、地方自治法 243 の 2⑪ | 答申 |
| ○法第2条第2項又は第3項の規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合の管理者の権限 | 34の2 | 条例 |
| ○地方公営企業の職員の給与の種類及び基準 | 38④ | 〃 |
| ○地方公営企業の業務の状況公表の手續 | 40の2① | 〃 |
| ○地方公営企業の予算の流用及び一時借入金の限度額 | 令 18③④ | |

※根拠条文は、すべて地方公営企業法。但し「令」は地方公営企業法施行令。

3 その他

| 事項 | 根拠条文 | 発案権 |
|---|-------------------------|-----|
| ○地方独立行政法人の設立 | 地方独立行政法人法 7 | 長 |
| ○地方独立行政法人の定款の変更 | 地方独立行政法人法 8② | 〃 |
| ○地方独立行政法人の業務に関して料金を徴収する際の認可 | 地方独立行政法人法 23② | 〃 |
| ○地方独立行政法人における中期目標の制定 | 地方独立行政法人法 25③ | 〃 |
| ○地方独立行政法人における重要な財産の処分等 | 地方独立行政法人法 44② | 〃 |
| ○公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画の認可 | 地方独立行政法人法 83③ | 〃 |
| ○地方独立行政法人の解散 | 地方独立行政法人法 88①(2) | 〃 |
| ○公平委員会の規約の制定 | 地方公務員法 7④ | 〃 |
| ○人事委員会又は公平委員会の委員の選任 | 地方公務員法 9の2② | 〃 |
| ○教育長及び教育委員会の委員の任命 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 4①② | 〃 |
| ○教育長及び教育委員会の委員の罷免 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 7①③ | 〃 |
| ○都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理するようにする県知事への要請 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 55⑥ | 〃 |
| ○固定資産評価員の設置 | 地方税法 404② | 〃 |
| ○固定資産評価審査委員会の委員の選任 | 地方税法 423③ | 〃 |
| ○固定資産評価審査委員会の委員の罷免 | 地方税法 427 | 〃 |
| ○港湾局委員会の委員への議員の推薦 | 港湾法 17①2 但書 | 〃 |
| ○農業委員会の委員の任命 | 農業委員会等に関する法律 8① | 〃 |
| ○農業委員会の委員の罷免 | 農業委員会等に関する法律 11① | 〃 |